

## 大阪府構造計算適合性判定機関が実施する構造計算適合性判定の手数料設定要領

### (目的)

第1条 この要領は、大阪府構造計算適合性判定委任基準第2(5)に規定する、指定構造計算適合性判定機関(以下「機関」という。)が実施する構造計算適合性判定の手数料(以下「判定手数料」という。)について、合理的な理由を以て大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4号)第73条第3項に掲げる額(以下「府条例手数料」という。)以外の額を設定する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (判定手数料の加算)

第2条 機関の判定手数料において、構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の質を担保するための間接経費を府条例手数料に加算することを認めるものとする。

2 前項の間接経費は、判定の実施に伴う機関の管理等に必要な経費とし、府条例手数料に、次項に定める間接経費率を乗じて算出するものとする。

3 間接経費率は、「令和6年度日本建築行政会議全国会議 構造計算適合性判定部会報告」の「構造計算適合性判定の手数料額内訳(改定案)」において、間接経費を算出する際に使用されている率である百分の三十とする。

### (判定手数料設定の届出)

第3条 機関は、前条に基づき府条例手数料以外の額の判定手数料を設定しようとするときは、当該判定手数料を公表する日の1週間前までに、判定手数料設定届出書(様式第1号)により大阪府知事に届け出るものとする。

### (その他)

第4条 機関は、第2条以外により判定手数料を設定しようとする場合は、大阪府知事と協議し、その承認を得るものとする。

2 前項の協議は、判定手数料設定協議書(様式第2号)に、設定しようとする判定手数料の根拠となる資料を添えて行うものとする。

### 附 則

この要領は令和7年2月5日より施行する。

年 月 日

大阪府知事 へ

(指定構造計算適合性判定機関名)

(代表者氏名)

## 判定手数料設定届出書

構造計算適合性判定手数料を設定したいので、「大阪府構造計算適合性判定機関が実施する構造計算適合性判定の手数料設定要領」第3条に基づき届け出ます。

<連絡先>

機関名 \_\_\_\_\_

担当者所属名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

判定手数料

	区分		府条例手数料 (円)	間接経費 (円) $\left[ \begin{array}{l} \text{間接経費率} \\ \div 0.3 \end{array} \right]$	判定手数料 (円)
	床面積	構造計算の方法			
1	200㎡以下のもの	大臣認定プログラム	88,700		
		大臣認定プログラム 以外の方法	117,100		
2	200㎡を超え 500㎡以下のもの	大臣認定プログラム	100,100		
		大臣認定プログラム 以外の方法	140,000		
3	500㎡を超え 1,000㎡以下のもの	大臣認定プログラム	111,600		
		大臣認定プログラム 以外の方法	162,800		
4	1,000㎡を超え 2,000㎡以下のもの	大臣認定プログラム	123,000		
		大臣認定プログラム 以外の方法	185,700		
5	2,000㎡を超え 10,000㎡以下のもの	大臣認定プログラム	139,600		
		大臣認定プログラム 以外の方法	221,900		
6	10,000㎡を超え 50,000㎡以下のもの	大臣認定プログラム	176,000		
		大臣認定プログラム 以外の方法	294,700		
7	50,000㎡を 超えるもの	大臣認定プログラム	297,600		
		大臣認定プログラム 以外の方法	541,300		

判定手数料適用開始日                      年    月    日

判定手数料公表日                         年    月    日

年 月 日

大阪府知事 あて

(指定構造計算適合性判定機関名)

(代表者氏名)

## 判定手数料設定協議書

構造計算適合性判定手数料を設定したいので、「大阪府構造計算適合性判定機関が実施する構造計算適合性判定の手数料設定要領」第4条に基づき協議します。

<連絡先>

機関名 \_\_\_\_\_

担当者所属名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス \_\_\_\_\_

判定手数料

	区分		判定手数料 (円)
	床面積	構造計算の方法	
1	200 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
2	200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
3	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
4	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
5	2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
6	10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	
7	50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	大臣認定プログラム	
		大臣認定プログラム以外の方法	

※判定手数料の根拠となる資料を添付すること

判定手数料適用開始予定日                      年    月    日